

令和7年度群馬県豪州観光レップ事業 企画提案要領

1 業務名

令和7年度群馬県豪州観光レップ事業

2 業務目的

群馬県では、東京に長期滞在する欧米豪個人旅行者やアジア圏の中高所得訪日リピーターをターゲットとし、群馬県への誘客を促すとともに、来県したインバウンドの長期滞在化や消費額の拡大を図っている。

豪州市場においては、白馬や野沢温泉、妙高や苗場といったスキーリゾート地の認知度が高い一方、多くのスキー場を有する群馬県の認知度は低い状況である。

本事業では、豪州に観光レップを設置し、現地旅行事業者および現地メディア等に対するセールス活動、訪日旅行者向けの情報発信や誘客プロモーション等を行うことで、豪州におけるスノーリゾート地としての「GUNMA」および温泉・自然を含めた群馬県全体の認知度向上を図るものである。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

6 事業費

金5,500,000円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

7 応募資格

以下の要件をすべて満たしていること。

- ・日本国内に営業拠点を置く者
- ・業務委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること
- ・事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること

- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

8 事業説明会

事業説明会は開催しない。

9 スケジュール

(1) 質問受付

令和7年12月16日（火）午後5時まで

※詳細は下記10のとおり

(2) 応募期限

令和7年12月23日（火）正午まで

※詳細は下記11のとおり

(3) 審査期間

令和7年12月23日（火）～12月26日（金）

※詳細は下記12のとおり

10 質問受付

次のとおり、本公募への参加を予定する事業者から質問を受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和7年12月16日（火）午後5時まで

(2) 質問様式

別紙（様式1）質問書による

(3) 質問方法

電子メールで、下記「14 提出先および問い合わせ先」に提出してください。

(4) その他

質問書受付から原則2営業日以内に、電子メールにより回答します。

11 応募手続き

(1) 提出書類

- ①企画提案書表紙（様式2） 1部
- ②団体・会社の概要 1部
- ③類似業務の主な実績 1部
- ④企画提案書本体（任意様式） 1部

⑤業務実施体制表（任意様式） 1部

⑥見積書（任意様式） 1部

宛名は「公益財団法人群馬県観光物産国際協会 理事長 岩崎真人」とし、経費を項目別に算出し、消費税および地方消費税額を明記すること。

⑦誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式3） 1部

⑧消費税「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」（様式4） 1部

（2）提出方法・提出期限

下記「1.4 提出先および問い合わせ先」あて、令和7年12月23日（火）正午までに、電子メールにより提出してください。

（3）応募書類の取扱い

・提出された応募書類は返却しません。

・提出された応募書類は、審査の必要上、複製することがあります。

（4）その他注意事項

・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。

・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することができます。

・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象となりません。

1.2 審査および結果の通知について

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。なお、審査結果は令和8年1月6日（火）を目処に、応募者全てに文書により通知します。なお、審査結果の詳細については、応募事業者からの個別の問い合わせに対し、応募者数および当該事業者の順位のみを回答する。

（審査基準）

- ・趣旨、目的の理解に関する事（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容（企画力、実現性・具体性、独自性）
- ・実施体制等に関する事（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関する事（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

1.3 契約についての留意点

（1）委託契約について

- ・上記1.2において選定された事業者を委託契約候補者とします。

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容および委託金額は、（公財）群馬県観光物産国際協会（以下、「県協会」という。）との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた事業者と交渉する場合があります。

(2) 再委託の禁止と部分委託について

本事業は、自らすべて適切に実施しなければならず、業務の全部を第三者に再委託することは認められない。ただし、県協会が、必要かつ適切と認めた場合に限り、部分委託をすることができます。

(3) 事業成果の帰属

本業務で得た成果品に関するすべての権利は、県協会に帰属します。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については受託者に留保するものとし、この場合、県協会は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとします。

(4) 個人情報および秘密の保持について

個人情報および委託業務に関連して知りえた情報等について他に漏らしてはならないものとします。

1.4 提出先および問い合わせ先

公益財団法人群馬県観光物産国際協会 ツーリズムデザインユニット
〒371-0026 群馬県前橋市大手町二丁目1番1号 群馬会館3階
電話：027-243-7273 FAX：027-243-7275
E-mail：gunma★gtia.jp（送信の際は★を@に変えてください）
※電子メールによる提出をお願いいたします。
※電子メールの容量が10MBを超えることのないよう、お願いたします。
※電子メールの件名を「令和7年度群馬県豪州観光レップ事業」としてください。
※持参を希望される場合には、上記問合わせ先まで電話にてご連絡ください。